

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 20 件

国民年金関係 13 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月10日から36年6月18日まで
年金記録問題が騒がれた折に、社会保険事務所で年金記録を調べてもらったところ、申立期間について脱退手当金が支給されていると言われたが、自分では脱退手当金を受け取った記憶が無いので、年金額に反映してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の厚生年金保険被保険者で、社会保険庁の記録において脱退手当金の支給が確認できた者の被保険者名簿及び被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示があるが、申立人の被保険者名簿及び被保険者原票にはその表示が無い。

また、申立事業所の被保険者名簿において、脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示がある者の中には、オンライン記録における脱退手当金の支給記録が無い者がいるが、その理由は不明であり、脱退手当金の支給に係る記録の管理が適正に行われていない可能性がある。

さらに、申立人が脱退手当金を支給されたと記録されている日と同日に脱退手当金が支給された同僚の被保険者台帳には、社会保険庁から脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を回答した旨の記録があるが、申立人の被保険者台帳には回答した旨の記録は無く、申立人の氏名も誤って記録されており、訂正した形跡も無い。

加えて、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と300円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

当時、私が勤務していた A 事業所の B 所長から、「納めていないところはさかのぼって納めた方がいい」との話を聞き、お昼休みに自転車で C 郵便局に行き、免除となっていた私と夫の申立期間分を納付書で全額納付したのに、免除のままになっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 事業所に勤務していた際、当時の所長から、国民年金保険料を納めていない人は今ならさかのぼって納められる時期であるため、納めていなかった場合は、申立人の夫の分と合わせて納めた方がいい旨のアドバイスを受けて追納したとしているが、申立人はアドバイスを受けた時期及び追納したとする時期の記憶が無いとしている。また、追納額についても、申立人は、夫婦一人分か二人分かは不明としながらも 3 年間で 3 万 7,500 円又は 3 万 7,800 円であったように思うとしているが、仮に夫婦二人分を合算しても実際の追納額は 7,000 円程度であり、申立人が記憶する額とは大きく異なるなど、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、特例納付をした記憶は無いとしているが、昭和 41 年度分を昭和 50 年 4 月 21 日に特例納付していることが社会保険庁保管の特殊台帳及び申立人所持の領収書で確認でき、当時の所長は、期間を限定して納付できる旨話していることから、2 年間の期間を定めて実施された特例納付についてアドバイスしたものと考えられる。

加えて、申立人が、申立期間当時に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

当時、私の妻が勤務していた A 事業所の B 所長から、「納めていないところはさかのぼって納めた方がいい」との話を聞き、お昼休みに自転車で C 郵便局に行き、免除となっていた私と妻の申立期間分を納付書で全額納付したのに、免除のままになっていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が A 事業所に勤務していた際、当時の所長から、国民年金保険料を納めていない人は今ならさかのぼって納められる時期であるため、納めていなかった場合は、申立人の夫の分と合わせて納めた方がいい旨のアドバイスを受けて追納したとしているが、申立人の妻はアドバイスを受けた時期及び追納したとする時期の記憶が無いとしている。また、追納額についても、申立人の妻は、夫婦一人分か二人分かは不明としながらも 3 年間で 3 万 7,500 円又は 3 万 7,800 円であったように思うとしているが、仮に夫婦二人分を合算しても実際の追納額は 7,000 円程度であり、申立人の妻が記憶する額とは大きく異なるなど、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の妻は、特例納付をした記憶は無いとしているが、昭和 41 年度分を昭和 50 年 4 月 21 日に特例納付していることが社会保険庁保管の特殊台帳及び申立人所持の領収書で確認でき、当時の所長は、期間を限定して納付できる旨話していることから、2 年間の期間を定めて実施された特例納付についてアドバイスしたものと考えられる。

加えて、申立人及び申立人の妻が、申立期間当時に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、平成元年に A 町役場で、2 年間さかのぼって納付できると言われたので、昭和 62 年度分及び 63 年度分の保険料を A 町役場において一括納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和 62 年度及び 63 年度の国民年金保険料を平成元年か 2 年ごろに、A 町役場（現在は、B 町役場 A 庁舎）において一括納付したと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録によると申立人の昭和 63 年度の保険料は、平成 2 年 9 月 20 日及び同年 12 月 6 日の 2 回に分割して納付されていることが確認でき、昭和 62 年度及び 63 年度の保険料を一括納付したとする申立人の主張とは符合しない。

また、申立人が平成元年か 2 年ごろに国民年金保険料を納付したとすれば、昭和 62 年度及び 63 年度の保険料は過年度保険料となり、B 町は、当時 A 町役場では過年度保険料を納付することはできなかつたとしており、申立人の主張は合理的でない。

なお、申立人が提出した申立人の妻が書いたとするメモには、昭和 62 年度及び 63 年度の国民年金保険料を合計した金額「181200 円」や、「平成 2 年 2 月 9 日 役場 保険事ム所」という日付等が書かれていたが、申立人からの聴取においても、それに基づく保険料納付についての具体的な陳述を得るまでには至らなかつた。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 48 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 48 年 8 月まで

私は、昭和 42 年 4 月に夫の実家のある A 町（現在は、B 市）へ転入し、義母が国民年金への任意加入手続をしてくれ、集金人へ国民年金保険料を納付し「国民年金保険料預り証」（以下「預り証」という。）を保管していた。

昭和 48 年 4 月から同年 8 月まで夫の勤務の関係で夫と C 町へ住民票を異動し転居していたが、その間も義母は以前と変わらず地区の集金人へ保険料を納付してくれていた。

昭和 48 年 9 月に C 町から A 町へ戻って来た時、私が A 町役場へ行き転入手続と国民年金への任意加入手続を行い、現在所持する国民年金手帳を交付され、集金人の D 氏へ国民年金保険料を納付してきた。

夫が昭和 62 年に私の年金額を試算してもらったところ、申立期間が未加入となっていたことが判明したことから、夫は、当時所持していた申立期間に係る預り証を持参し、B 社会保険事務所へ出向き記録の訂正を求めたが、B 社会保険事務所職員は、私の被保険者台帳と持参した預り証とを突き合わせて確認することはせず、その預り証の日付を見て「時効により記録訂正はできない。」と言い、記録訂正はされなかった。

その当時所持していた預り証は保管していたと思っていたが見つからず資料として提出することはできないが、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、昭和 62 年に B 社会保険事務所に出向き、当時所持していた申立期間に係る預り証を持参し申立期間の記録訂正を申し出たとしているが、当該預り証は紛失したとしており、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の義母や当該保険料を集金していたとする集金人は既に他界しており、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる証

言は得られず、申立期間の具体的納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金については、昭和42年4月にA町へ転入したことを契機に義母が国民年金へ任意加入手続をしてくれたとしながら、一方で申立人は、昭和48年9月にC町からA町に転入手続をした際、同町の国民年金係の職員に国民年金への加入を勧められたことから、同年同月に任意加入手続を行い、現在所持する国民年金手帳の交付を受けたと述べており、42年4月にA町で義母が既に申立人の国民年金へ任意加入手続を行い保険料も納付し続けていたのであれば、48年9月に同町で重ねて任意加入手続をする必要はなく、申立人の主張は合理的でない。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは48年9月であり、48年8月以前は未加入期間であることから保険料を納付することはできない期間であり、申立人は、A町以外で国民年金の加入手続をしたことはないとしていることから、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から45年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から45年10月まで
昭和43年6月まで勤務した会社を辞めた後、A市役所で国民健康保険の加入手続をした時、一緒に国民年金の加入手続をし、次の会社に入るまでの国民年金保険料を妻が納付してくれたと思う。未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所で国民健康保険の加入手続をした時に、一緒に国民年金にも加入したと主張しているが、一方で、国民健康保険の加入手続を行えば国民年金に自動加入になるものと思っていたと述べており、本来、国民健康保険加入手続と国民年金加入手続は別々に行う必要があるため、申立人の主張は合理的でない。

また、申立人は国民年金手帳を見た記憶は無いとしており、B社会保険事務所においても、申立人の国民年金手帳記号番号の払出事実が確認できず、A市にも申立人の国民年金の加入記録が無いことから、申立人の国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられ、さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻も、申立人の保険料を納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 3 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から 45 年 3 月まで
父親が強制的に息子たちを国民年金に加入させて、保険料を納めていた。私が家に入れた給料の中から保険料を払っていた。分家独立後も自分で納付し続けてきた。60 歳になったとき、6 年間も未納があり、記録が無いと言われた。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付については、申立人の父が行っていたとしているが、申立人自身は加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続等を行ったとする父は既に亡くなっており、当時同居していた申立人の長兄も申立人に係る国民年金の加入手続した時期の記憶は無いなど、具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 45 年 4 月 28 日に払い出されており、その時点で、43 年 12 月以前の国民年金保険料は時効により納付できない上、申立人はA市以外に住民登録したことはないとしており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の長兄及びその次兄についても申立人の父が強制的に国民年金に加入させ保険料を納付していたとしており、国民年金制度発足時に 20 歳に達していた申立人の長兄の国民年金手帳記号番号は昭和 35 年 12 月 18 日に払い出され、申立期間と同期間に係る保険料は納付されている。一方、制度発足時に 20 歳に達しておらず 45 年 3 月 9 日に国民年金手帳記号番号が払い出された申立人の次兄の保険料は、37 年 2 月から 44 年 3 月までの期間は未納となっており、申立人の父が息子たちを強制的に国民年金に加入させ保険料を納付していたとする主張とは符合しない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を

納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 360

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から同年9月まで
昭和41年6月ごろ、当時同居していた姉と一緒に、A市役所B支所へ国民健康保険の申請について相談に行った。その際、国民年金への加入も勧められ、後日、姉から加入手続き保険料も納付したと聞いていた。申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の姉が国民年金への加入手続き及び国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の姉は既に亡くなっており、具体的な加入手続き及び保険料の納付状況が不明である。

また、A市によると、申立人が申立人の姉と一緒に国民健康保険の申請の相談に行ったとするB地区の支所には、申立人に国民年金への加入を勧めた支所長のC氏という職員は在籍していなかったとしている。

さらに、申立人は国民年金手帳を見た記憶は無いとしており、A社会保険事務所においても、申立人の国民年金手帳記号番号の払出事実が確認できず、A市にも申立人の国民年金の加入記録が無いことから、申立人には国民年金手帳が発行されておらず、申立人の姉は申立人の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 361

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年8月から平成元年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月から平成元年3月まで
申立期間については経済的に苦しくて、国民年金保険料を納付できる状態ではなかったため、毎年市役所に行き、免除申請の手続をした。却下された記憶は無く、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料は毎年免除申請してきたと主張しているが、社会保険庁保管の申立人世帯に係る昭和63年度の国民年金保険料免除申請書によると、申立人の氏名は記入されているものの、申立人に係る「国民年金手帳記号番号」、「生年月日」、「免除を受けようとする期間」及び「免除を受けようとする順位」の各欄が記入されておらず、申請者印も押されていないことから、63年度の申立人の国民年金保険料は免除申請されていないことが確認でき、毎年免除申請してきたとする申立人の主張は合理的でない。

また、申立人は、免除申請を却下された記憶はないとしているが、社会保険庁保管の申立人世帯に係る昭和63年度の国民年金保険料免除申請書によると、申立人の夫の免除申請については却下されていることが確認できることから、申立人の主張とは符合しない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 2 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月から 45 年 3 月まで
私は、会社を退職したので、市役所から回って来る職員の勧めもあり、国民年金に加入した。保険料は納付書で金融機関か市役所の支所で納付していた。私は昭和 46 年 4 月に結婚したが、結婚前に加入し、保険料を納付していた。証明する書類は火災で焼失したため無いが、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 7 月ごろに転居した先で、市役所から回って来る職員に何度か国民年金の加入を勧められたとしている。申立人は、過年度保険料を納付したことが無いとしているが、同年 7 月時点で、申立期間のうち 43 年 2 月から 44 年 3 月までの保険料は過年度保険料であることから、申立人の主張は合理的でない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 9 月 30 日に払い出されており、その時点で申立期間のすべての保険料は、時効により納付することができない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、平成 9 年 5 月 15 日に、当初、昭和 47 年 2 月 1 日であった資格取得年月日が、43 年 2 月 1 日に変更されていることが確認できることから、申立期間当時は国民年金に加入していない期間であり、制度上、申立期間に係る国民年金手帳や納付書が発行されることはなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

昭和 38 年ごろ、A 村役場の職員であった B さんが自宅を訪れ、申請免除分の国民年金保険料について、期限までに一括して納付すれば納めたことになると言われたため、後日、35 年生まれの子供を背負って役場まで納めに行った。役場には B さんのほかには誰もおらず、1 万円を出して、数百円のお釣りをもらったように記憶しているが、急いでいたため、領収書ももらわずに帰ってきた。後日、その B さんは自殺したと聞いている。免除のままとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年ごろに、A 村（現在は、C 市）の職員であった B 氏から免除期間の保険料を追納できると言われ、後日、35 年生まれの子供を背負って役場に行き、同氏に保険料を納めたとしているが、C 市によると、当該職員は 41 年からの在籍であるとしており、申立内容と符合しない。

また、申立人は、1 万円を出して、数百円のお釣りをもらったとしているが、申立期間の保険料を納付する際、申立人の保険料のみを納めたものか、申立人の夫の分も併せて納めたものか明確な記憶は無いとしている上、申立期間の保険料額は 2,400 円であり、夫の分と併せても約 5,000 円と、2 倍程度の差があることから、申立人の主張は合理的でない。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から39年3月まで

私は、申立期間当時、農業に従事しており、世帯主である祖父が、国民年金の管理をしていた。国民年金の保険料はA地区納税組合の班長に2、3か月分まとめて渡していた。祖父が家族全員分を納めていたはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の祖父が家族全員の国民年金保険料を納めていたはずであると主張しているが、申立人が所持する領収証書及び申立人の父母の国民年金手帳によると、申立期間直後の昭和39年度及び40年度の国民年金保険料は、申立人の父母についてはほぼ定期的に同一年月日で納付されているものの、申立人については昭和41年6月10日に一括して納付されていることが確認でき、申立人の父母と申立人とでは保険料の納付状況が異なっていることから、申立内容と符合しない。

また、申立人は、国民年金の保険料を納税組合の班長に渡していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年5月20日に払い出されており、その時点で、申立期間の保険料は過年度保険料であるため、納税組合を通して納付することはできないものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年8月から51年3月まで

私は、結婚して姑さんに勧められ独身時代の未納分を昭和51年4月ごろに現金でA町役場に直接一括で納めた。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後、独身時代に納付していなかった2年8か月分の国民年金保険料を一括で納付したとしているが、申立人の戸籍によると、申立人は、昭和51年4月に結婚しており、その時点において、既に申立期間の一部の保険料は時効により納付することはできず、51年4月ごろは特例納付の実施期間でも無く、申立内容は合理的でない。

また、申立人は、A町役場の窓口で納付したとしているが、申立期間の保険料は、結婚後の時点で過年度保険料を含むことになり、同町によると、同町役場の窓口では過年度保険料を取り扱っておらず、主に郵便局で納付するように指導していたとしており、申立人の主張と符合しない。

さらに、申立人は、申立ての根拠として、申立期間の国民年金保険料を納付した後に、A町役場の職員が自宅に集金に来たが、納付済みであることを確認し謝罪した経緯があるとしているが、同町では、役場職員が戸別訪問により国民年金保険料の集金を行うことは無かったとしており、集金に来たとされる職員も、国民年金の業務に携わったことは無いとしている。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 5 月から 50 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月から 50 年 1 月まで

私は、昭和 38 年 5 月ごろ、友人の A さんから国民年金に加入した方が良いとアドバイスを受けた。A さんの夫は B 銀行に勤めていたので、国民年金への加入を勧めてくれたと思う。その後、夫が加入手続きを行い、国民年金保険料を納付した。未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が国民年金への加入手続き及び国民年金保険料の納付を行ったとしているが、申立人の夫は、加入手続き及び保険料の納付について具体的なことは覚えていないとしており、加入手続き及び保険料の具体的な納付状況が不明である。

一方で、申立人の夫は、「0000-00-00000000」という番号により申立期間の国民年金保険料を納付していたとも供述しているが、C 社会保険事務所では、当該番号は、申立人が平成 8 年 2 月に年金受給を開始した際に発行された申立人の年金証書記号番号であるとしていることから、当該番号では国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間は、申立人の夫が共済組合の組合員であったため、任意加入対象期間となるが、D 市保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和 50 年 2 月 24 日に任意加入被保険者資格を取得していることが確認できる。制度上、任意加入者は、加入手続きを行ったときから国民年金に加入することとなり、さかのぼって保険料を納付することができない。

さらに、昭和 38 年 4 月から 44 年 3 月まで在住していた E 市では、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された事実が確認できなかった上、申立人は、昭和 45 年 8 月以降、住所を変更しておらず、D 市において別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは考え難く、申立人の所持する昭和 49 年度

の「国民年金印紙代金納期限通知書兼領収済通知書」においても、任意加入被保険者資格を取得する前の昭和 50 年 1 月以前の期間については、斜線が引かれ、国民年金保険料を納付できなかったことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、友人の A 氏から国民年金への加入を勧められた昭和 38 年 5 月当時、E 市に居住しており、その友人の夫は B 銀行に勤務していたとしているが、B 銀行人事部によると、昭和 38 年当時、同市内の支店に勤務していた職員の中には、A という姓の職員はいなかったとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月から 44 年 9 月まで

私は昭和 42 年 9 月から 44 年 9 月まで A 社に勤務した記憶があるが、厚生年金保険の加入記録が無いとされた。間違い無く勤務していたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間のうち昭和 42 年 9 月から 43 年 2 月 20 日まで A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書を確認したところ、申立期間において申立人の記録は見当たらず、申立期間の始期を含む昭和 42 年 6 月から同年 12 月までの期間において健康保険の整理番号に欠番や乱れも無く、このことは社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票からも確認できる。

また、当時の複数の元社員に照会したが、申立内容を裏付ける証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年から 42 年まで
② 昭和 43 年 2 月から 45 年まで
③ 昭和 45 年から 46 年まで

私は、申立期間①にA社に勤務し、申立期間②にB社に勤務し、申立期間③にC社に勤務していた。給与明細書等の資料は無いが、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①については、同社は平成8年6月1日に解散しており、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について元取締役に照会したが、当時の資料は廃棄されており、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

B社に係る申立期間②については、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について同社に照会したが、同社では当時の資料は既に廃棄し、当時の事業主及び経理担当者も死亡しているとしており、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

C社に係る申立期間③については、複数の同僚の証言により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認されるが、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について同社に照会したところ、同社では当時の資料は既に廃棄し、当時の事業主も死亡しているとしており、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が保管している申立期間①、申立期間②及び申立期間③の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、いずれの申立期間についても申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱

れも無い。

さらに、申立期間における、申立人の雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 11 月から 52 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 11 月から 52 年 3 月まで A 事業所に臨時職員として勤務していた。

厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所本部が保管している人事関係書類により、申立人が、昭和 51 年 11 月 8 日から 52 年 3 月 31 日まで A 事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人に係る厚生年金保険の適用について、A 事業所本部に照会したが、当該事実を確認できる関連資料、証言を得ることはできなかった。

また、申立人が一緒に働いたとしている臨時職員 4 人のうち、3 人については A 事業所において厚生年金保険の被保険者記録が無いことから、A 事業所では、すべての臨時職員が厚生年金保険に加入していたわけではないことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人は、申立期間に申立人の父の政府管掌健康保険の被扶養者となっているほか、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月ごろから40年3月ごろまで
② 昭和40年4月ごろから同年9月ごろまで

私は、昭和39年4月ごろから40年3月ごろまでA社B事業所（現在は、A社C事業所。以下同じ。）に勤務し、40年4月ごろから同年9月ごろまでD社E工場に勤務したが、社会保険事務所に確認したところ、どちらの期間についても厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答をもらった。

給与明細書等の関連資料等はないが、勤務していたことは間違い無いので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所に係る申立期間①については、申立人は当時の同僚について記憶していないことから、申立人と同様の業務に就いていた者の厚生年金保険の加入状況を確認することができず、申立人の勤務実態等について証言を得ることができない。

また、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、A社C事業所に照会したが、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることができなかった。

さらに、申立人は季節工として勤務していたと供述しているが、当該事業所は「季節工といわれる臨時労働者については厚生年金保険に加入させていない」と回答している。

加えて、F健康保険組合に照会したが、当時の資料は既に廃棄されており、申立人の記録は確認できない。

D社E工場に係る申立期間②については、同工場で働いていた者の証言から、申立人が申立期間において同工場で働いていたことは推認される。

しかし、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、当該事業所に照会したが、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることができなかった。

また、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 9 月から 35 年 11 月まで
(A社)
② 昭和 42 年 4 月から同年 10 月まで
(B社)
③ 昭和 42 年 11 月から 43 年 7 月まで
(C社)
④ 昭和 43 年 8 月から 44 年 5 月まで
(D社)
⑤ 昭和 45 年 10 月から 46 年 11 月 1 日まで
(E社)
⑥ 昭和 46 年 9 月から同年 11 月まで
(F社)
⑦ 昭和 49 年 1 月から 50 年 1 月まで
(G社)
⑧ 昭和 50 年 2 月から 51 年まで
(H社)

私は、申立期間①から申立期間⑧において、それぞれ申立事業所に勤務していた。間違い無く勤務していたので厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①については、同社が保管している申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書において申立人の記録は無い。

また、当時勤務していた者から供述を得られたが、申立人の情報は得ることができず、勤務実態を確認することはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

D社に係る申立期間④については、申立人は同僚について記憶しておらず、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について同社に照会したが、当時の関係書類が保管されていないため、これらの事実を確認できる関連資料を得ることができなかった。

また、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

G社に係る申立期間⑦については、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について同社に照会したが、当時の関係書類が保管されておらず、当時の事務担当者も既に死亡しており、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることができなかった。

また、申立人は、申立期間を含む昭和48年12月1日から51年1月1日までの期間、I社において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。このことについて、同社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書から、当該期間において申立人が勤務していたことが確認できる上、当時勤務していた者も申立人が当該期間において勤務していたと証言している。

さらに、社会保険事務所が保管しているH社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

B社に係る申立期間②、C社に係る申立期間③、E社に係る申立期間⑤、F社に係る申立期間⑥及びH社に係る申立期間⑧については、社会保険庁の記録によると、いずれの事業所も申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 49 年 4 月まで

私は、昭和 38 年 4 月から 49 年 4 月までの期間、A社に勤務していた。しかし、社会保険事務所からは、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所では無かったという説明を受けた。申立期間に申立事業所に勤務していたことは間違い無いので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった勤続証明書及び同僚の証言から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、厚生年金保険法において飲食店等のサービス業種が適用となったのは、昭和 61 年 4 月以降であるところ、社会保険庁の記録では、当該事業所は、62 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、申立人は「昭和 43 年 3 月ごろ、保険証が必要になったため、国民健康保険と国民年金に加入した」と供述しているところ、社会保険庁の記録によると、申立期間のうち、昭和 42 年 10 月から 49 年 4 月までの期間は国民年金の納付済期間となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 1 日から同年 7 月 10 日まで

私は、昭和 36 年 12 月から平成元年まで、一貫してA社と、その子会社に勤務していた。社会保険事務所に船員保険と厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が無いと回答された。間違い無く勤務していたので、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社(現在は、B社)から提出された申立期間に係る申立人の乗船履歴により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該乗船履歴によると、申立人は「C」という外国船籍に昭和 46 年 9 月 30 日から 47 年 7 月 9 日まで乗船しており、同期間は「特別休職」となっている。当該事業所は、当時外国船籍に乗船する場合は、雇用形態を特別休職とし、「その際、会社及び海員組合にて船員保険に加入できないことを説明して、乗船するかどうか本人に確認している。本人には国民年金に加入することを説明した。」と回答している。

また、海員組合も、「外国法人等に派遣される日本人船員に対する船員保険法の適用について」(昭和 51 年 4 月 1 日庁保発第 7 号 社会保険庁医療保険部船員保険課長通知)の発出前においては、外国船籍に乗船する場合は船員保険法の適用除外であったと証言している。

このほか、申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。